

# 厚生財団

# K O S E I Z A I D A N

財団法人 新潟県教職員厚生財団 TEL. 025 (228) 3581  
〒951-8516 新潟市中央区東中通1-86-73 FAX. 025 (224) 8830  
URL <http://www.koseizaidan.or.jp> E-mail info@koseizaidan.or.jp

## TOPICS (主な内容) · · · · ·

- ①… 新潟県の文化財シリーズ
- ②③… 「新潟県民のための教育・文化活動」助成事業
- ④… 公益法人制度改革への対応  
厚生財団HPのお知らせ
- ⑤… 年度末退職に伴う手続きとお知らせ
- ⑥… 創立百周年記念事業の取組  
「継続団員連絡会」事業報告
- ⑦… 近代国家への道を切り開いた先人の軌跡

## 新潟県の文化財シリーズ

写真の江上館跡は今も残る中世東国荘園跡として貴重価値が高く、奥山荘の惣領地頭である中条家の居館跡として、昭和59年に国の指定を受けました。極めて土壘の保存状態が良く、11年に及ぶ発掘調査と史跡整備がなされ、近年は「歴史の広場」として開園されました。さらに奥山荘歴史館も併設し、生涯学習の場として愛されています。



江上館跡出土 青白磁梅瓶 (胎内市指定文化財)

江上館跡

国指定史跡

写真提供 胎内市教育委員会  
文 胎内市教育委員会 生涯学習課文化財係長 水澤 幸一 様  
胎内市立築地中学校長 山崎 明 様

## ごあいさつ

理事長 吉沢 嘉一郎



明けましておめでとうございます。団員の皆様には、新しい年を迎えることとお慶び申し上げます。

昨年は、雪害、東日本大震災・長野北部地震等の自然災害が続く大変な年でした。

被害に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げます。当財団といたしましても、災害見舞金の贈与など少しでもお役に立ちたいと考え対応してまいりました。

さて、本年は、私ども厚生財団にとって平成20年度の公益法人制度改革関連3法の施行により始まった法人制度改革において、重要な選択をし、その仕上げをしなければならない年になります。特に、事業内容を大きく左右する「貸金業の登録か認可特定保険業の登録かの選択」が、早々に迫られています。これまで多くの皆様が育ててこられた「相互扶助」の精神を大切にしながら、新しい法に沿った事業内容が展開

できるような財団づくりを進めていきたいと決意しております。

次に、平成25年度に百周年を迎える記念事業につきましては、新たな節目の出発点としてのふさわしい事業にしたいと考えてきた5つの記念事業を細部にわたって検討し、その準備を進めています。とりわけ、平成25年度の刊行を目指している百周年記念史編纂事業についても順調に執筆が進んできており、その取組に拍車をかけていく年となります。

平成28年度竣工予定の社屋新築は、まだ計画は緒に就いたばかりですが、基本設計を立案する年に当たっています。厚生財団の新しいシンボルとしての社屋づくりを着実に進めたいと考えています。

新しい年を迎える職員一同気持ちを新たにして、より一層団員の皆様を応援できますよう新年度事業計画の立案にあたっていきたいと考えております。皆様の温かなご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成  
23年度

# 「新潟県民のための教育・文化活動」助成事業



厚生財団では新潟県民のための教育・文化活動への支援として、県内の教育振興団体や一般の地域住民、子どもたちが参加する事業などに助成を行っています。今年度これまでに助成した団体及び事業をお知らせいたします。

## ◇協賛 ◇

いじめ根絶にいがた県民会議 平成23年度 「深めよう 絆 県民運動」 **100万円**

## ◇団体助成 ◇

**25団体 750万円**

新潟県小学校長会  
新潟市小学校長会  
新潟県中学校長会  
新潟市中学校長会  
新潟県小中学校教頭会  
新潟県高等学校長協会  
新潟県小学校教育研究会  
新潟県中学校教育研究会  
新潟県高等学校教育研究会

新潟県特別支援教育研究会  
新潟県特別支援学校長研究会  
新潟県家庭科研究会  
新潟県学校事務研究協議会  
新潟県養護教員研究協議会  
新潟県小学校体育連盟  
新潟県中学校体育連盟  
新潟県高等学校体育連盟

新潟県特別支援学校体育連盟  
新潟県高等学校文化連盟  
新潟県学校家庭クラブ連盟  
新潟県公立学校事務主幹会  
新潟県NIE推進協議会  
新潟県同和教育研究協議会  
新潟県教職員組合  
新潟県公立学校退職校長会

## ◇事業助成 ◇

### 普通事業助成

#### ①支部単位助成事業

**14事業 135万円**

新潟秋葉支部 秋葉区小学校ふれあい音楽会  
上越支部 上越市校長会教育講演会  
三条支部 ふるさと絵画コンクール  
新発田支部 新発田市小・中学校幼稚園合同講演会  
加茂支部 加茂市学校教育研究協議会夏季研修教育講演会  
十日町支部 十日町市津南町小中学校P.T.A研究集会  
燕支部 燕市西蒲原郡小学校教育研究会「教育講演会」  
五泉支部 五泉市小学校音楽交歓会  
魚沼支部 魚沼市・川口町教育振興会「教育講演会」  
佐渡支部 佐渡市小学校学習指導研究会  
西蒲原支部 弥彦燈籠まつり「子ども燈籠押し」  
東蒲原支部 阿賀町小学校演劇鑑賞会  
中魚沼支部 津南町小学校ミニコンサート  
高等学校支部 第25回新潟県高等学校総合文化祭

#### ②伝統文化芸術・サークル活動等

**90団体 400万円**

#### ③研究指定校・研究物発刊団体等 **新設**

**17団体 119万円**

### 特別事業助成

**8事業 170万円**

第48回新潟県学校図書館研究大会三条大会  
兼)第26回北信越地区学校図書館研究大会三条大会  
第45回全国女子体育研究大会新潟大会  
第45回全日本聾教育研究大会長岡大会  
第5回北信越盲学校卓球大会  
第52回関東甲信越地区公立学校教頭会研究大会新潟大会  
第47回関東高等学校演劇研究大会 -新潟会場-  
第51回北信越理科教育研究会新潟大会  
第51回関東甲信越静地区造形教育研究大会新潟大会

**助成総額 1,674万円** (平成23年12月末現在)

## 普通事業助成③「研究指定校・研究物発刊団体等」について ～全県規模の「研究指定校・研究物発刊団体」が助成対象です～

平成23年度より、新たに普通事業助成③がスタートしました。厚生財団支部長会などで概要を説明させていただいたところ、今年度は17団体から申請がありました。

この事業は、全県規模の研究会開催校として「研究指定団体等」の研究指定を受けた、当該の学校及び研究物発刊団体を対象に助成を行うものです。

「研究指定団体等」とは、次の団体をいいます。

- ① 県・市教育委員会及び県小・中学校長会、県高等学校長協会、特別支援学校長会、県小学校教育研究会、県中学校教育研究会、県高等学校教育研究会、特別支援教育研究会、幼稚園長会など
- ② その他、文部科学省等の団体については、個別に判断する

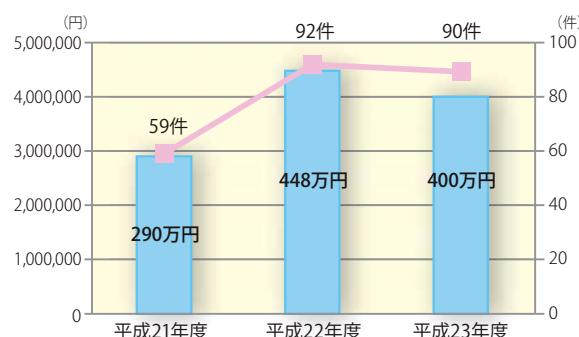
平成24年度についても、厚生財団支部長会などで「申請要綱」を基に説明をさせていただきます。ご検討をお願いいたします。

なお、この事業は「全県規模の研究指定校」及び「研究物発刊事業」につき、1回の助成となりますので、よろしくお願ひいたします。

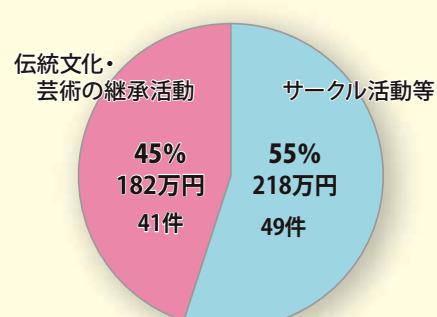
## 「伝統文化芸術・サークル活動等」実施状況

毎年多くの団体から申請をいただいている「伝統文化芸術・サークル活動等」の、3年間の助成実施状況と、今年度の活動別助成実施割合をお知らせいたします。

### 1. 助成実施状況(年度)



### 2. 活動別助成実施割合



## 活動紹介

～みなさまの事業・活動の取組をご紹介いたします。～

### 十日町市

十日町小学校きものサークル  
「わかむらさき」



わかむらさき茶会

### 新潟北区

岡方第二小学校（いざや・神楽）



文化祭での披露

### 糸魚川市

南能生小学校（学習指導改善調査研究事業調査活用協力校実践事例報告会）



6年生「チャージタイム」

## 貸金業と認可特定保険業の概要と影響について

公益法人制度改革  
に伴う対応  
その9

一般財団法人への移行に伴い、厚生財団が行っている貸付事業と特別厚生費事業の一部が、貸金業法や保険業法の適用を受けることになります。

財団としては、貸金業法による貸金業者の登録をするのか保険業法による認可特定保険業者の登録をするのか、移行申請までに選択しなければなりません。その貸金業と認可特定保険業について現時点で予想される影響は、次のように考えております。

|                       | 貸 金 業   | 認 可 特 定 保 險 業   |
|-----------------------|---|---|
| 法<br>律<br>の<br>概<br>要 | <p><b>1. 参入条件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最低純資産額が原則5,000万円以上。</li> <li>法令順守のための貸金業取扱主任者の資格を有する者を配置する。</li> </ul> <p><b>2. 貸金業協会の機能強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸金業協会の加入が義務付け。</li> <li>過剰貸付防止ルールを制定し当局が認可する。</li> </ul> <p><b>3. 行為規制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>トータルの元利負担を記載した書面の交付の義務付け。</li> <li>重要事項変更の場合は書面交付の義務付け。</li> </ul> <p><b>4. 指定信用情報機関へ加入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定情報機関に個人の貸付状況、その他必要事項を提供する。</li> </ul> <p><b>5. 総量規制の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与明細書等により借り手の返済能力調査の義務付け。</li> <li>住宅ローン等（不動産購入、自動車購入時の担保貸付等）を除き、総借入額が年収の3分の1に制限。</li> </ul> | <p><b>1. 対象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年の保険業法改正時に共済事業等の特定保険業を行っていた者で、一定の要件（一般社団・財団法人・純資産が1,000万円以上）に該当する者は、行政庁の認可を受けて当分の間特定保険業を行うことができる。</li> </ul> <p><b>2. 業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年の保険業法改正時に行っていた特定保険業の範囲。</li> <li>資産運用の方法は一定の範囲内で行政庁の承認が必要。</li> <li>保険募集に係る重要事項の説明義務と虚偽報告の禁止。</li> </ul> <p><b>3. 経理・監督</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定保険業と他の業務を区分経理する。</li> <li>財務諸表・組織や業務内容・リスク管理体制等の財務状況を開示。</li> <li>支払準備金等の区分に応じた責任準備金（保険料積立金、未経過保険料、異常危険準備金等）の積立の義務が必須。</li> <li>保険計理人の選任が必要。保険計理人を要しない時は、保険料の積立てに係わる長期保険等の扱いができない。</li> <li>監督官庁への報告、立入検査及び業務改善命令等。</li> </ul> |
| 影<br>響                | <ul style="list-style-type: none"> <li>特別厚生費のうち、10万円を超える給付額は保険業に該当するため、社会通念上妥当な見舞金の範囲内（10万円以内）に減額して貸金業を行うことになる。</li> <li>総量規制により借入限度額が年収の3分の1の規制。</li> <li>借入時に信用情報機関の調査を受け借り入れ時間を要す。</li> <li>総量規制の対象外となる住宅や自動車購入貸付（修理・修繕等は対象外）は、担保設定等が必要。</li> <li>信用情報機関に団員の個人情報を登録。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>特別厚生費のうち、10万円を超える給付額は保険業に該当するため、保険計理人の関与が必要となる。</li> <li>現職団員と継続団員では、積立金の払込み方法が異なるため区分経理をして、それぞれの保険料収入で給付事業を補うことになる。保険業に該当する継続団員の災害見舞金を社会通念上の妥当な金額（10万円以内）にすることで、保険業の附帯事業となるので区分経理の必要性もなくなる。</li> <li>認可特定保険業は、資金運用の手段として貸金業の適用を受けずに貸付事業が可能。</li> </ul>  |

★貸金業か認可特定保険業かどちらを選択するかは、1月の理事会で決定していただく予定です。



## 厚生財団 ホームページのお知らせ

ホームページでは事業案内や寄付行為の閲覧をはじめ、書式集から必要な書類をダウンロードしてお使いいただけます。

新潟県教職員厚生財団



(トップページイメージ)



### ●必要書類をダウンロードできます

#### 【現職団員用】

- 厚生資金積立に関する書式
- 特別厚生費贈与規程に関する書式
- 各種資金貸付金に関する書式

#### 【継続団員用】

- 厚生資金積立に関する書式
- 特別厚生費に関する書式

#### 【総合健診（人間ドック）】(現職／継続共通)

※ただし、全ての書類を掲載していませんので、掲載していない書類はご請求ください。

### ●メールでのお問合せやご意見を受付けています

⇒ [info@koseizaidan.or.jp](mailto:info@koseizaidan.or.jp)

# 年度末退職に伴う手続きとお知らせ

## ▼退団手続きと継続団員加入の申込み

年度末に退職される全団員は、下記書類を期日までに必ずご提出ください。

提出書類 … 「厚生資金積立金払戻請求書（兼継続団員申込書）」

提出期限 … 平成24年3月26日（月）まで

忘れずに  
手続きを  
お願いします！

2月初旬に各所属所宛へ、所定の書式1部と詳しいご案内を発送いたします。書式は厚生財団のホームページからもダウンロードできますので、どうぞご活用ください。手続き後、厚生資金積立金から各種貸付金残高・保険料等を控除して、下記送金日に払戻請求書のご指定口座へ振り込みます。

### ☆厚生資金積立金払戻金の送金日☆

平成24年4月27日（金）

払戻金額の通知書は平成24年4月20日頃  
にご本人宛へお知らせいたします。

### 継続団員制度のお知らせ

退職後も継続して団員になることができます

#### 加入資格

- ①在団期間が25年以上の方
- ②退職後も新潟県内に在住の方もしくは、現職時に隣接県から通勤勤務していた方
- 継続団員積立金**
- ・入団時に130万円以上を積み立てていた方
- ・毎月の積み立てはありません。

#### 継続団員に加入すると…

- ◇普通厚生費・特別厚生費の贈与
- ◇総合健診（人間ドック）受診の補助と斡旋
- ◇生活資金貸付金の利用  
(積立金額の範囲内)
- ◇継続団員連絡会へのご招待  
(往復交通費支給)
- ◇教職員手帳(ポケット版)の贈呈

■加入状況(12月末現在)/3,568名  
■23年度新規加入者/226名

## ▼三井生命保険の取扱い

### 三井生命普通保険

#### 継続団員に加入の方

- ・団体扱いで満期まで継続できます。
- ・保険料は登録した口座から自動振替いたします。  
(賞与払い除く)

#### 継続団員に加入されない方

- ・個人扱いに変わります。今後の手続きについて  
三井生命より連絡があります。

### 教職員年金制度

#### 継続団員に加入の方

- ・60歳未満でご退職の方は、満60歳まで継続できます。(賞与払い除く)

#### 継続団員に加入されない方

- ・掛金の支払いは継続できません。今まで積み立ててきた掛けをお受け取りいただくため、詳細について三井生命より連絡があります。

| 厚生資金積立金払戻請求書（兼継続団員申込書）  |   |               |  |
|---|---|---------------|--|
| 財団法人 新潟県教職員厚生財団理事長 様  |   |               |  |
| 赤枠内は退職する全団員が記入  |   |               |  |
| 氏名<br>職員コード   | 所属所<br>所属コード                            |               |  |
| 退団年月日   | 平成 年 月 日 (退職)                           | 申する<br>・申さない  |  |
| 退団事由  | 退職のため<br>転出のため ( )                      |               |  |
| 退職後の住所  | 〒_____ 県 郡・市                            |               |  |
| 電話番号 ( )  |   |               |  |
| 請求者の署名  | <input type="checkbox"/> 印 昭和・平成 年 月 日生 |               |  |
| 受取金融機関  | 銀行・信金・信組<br>労金・農協                       | フリガナ<br>口座名義人 |  |
|   | 支店 店番号                                  | 口座番号          |  |
| 証明  | 上記のとおり相違ないことを証明します。<br>所属所名<br>所属所長氏名   |               |  |
| 繼続団員申込書   |   |               |  |
| *私は、引き続き継続団員になることを申込みますので、厚生資金積立金から下記の金額を差引き入金します。  |   |               |  |
| (希望の番号を○で囲んでください。)<br>1. 全額入金 (積立金残高が130万円以上の方に限ります。)<br>2. 130万円<br>3. _____万円 (希望金額記入。)   |   |               |  |
| <small>備考 1.「厚生資金積立金払戻請求書兼継続団員申込書」は退職日の翌日までに提出してください。<br/>2. 積立金残高から差引できない場合は不足金額をお知らせしますので、退職金受領後直ちにご送金ください。<br/>3. 積立金受領の日から、継続団員の資格を生じます。<br/>4. 記入された個人情報は、厚生財团の個人情報保護規程に基づいて取り扱い、財团事業目的以外には利用いたしません。</small> |   |               |  |
| 財團処理欄   |   |               |  |

継続団員の加入も併せて申込む場合  
は、青枠内も併せて申込む場合

## ▼特別厚生費の贈与

### 【永年団員祝金】 1~6万円 (自動振り込み)

入団年月日が平成8年度以前の団員は、経過期間の合計分を一括して退職時に贈与（6月末）

[入団年月日が平成9年度以降の団員は、現職時に贈与済みです。]

在団年数 10年以上 10,000円 20年以上 20,000円 25年以上 30,000円  
30年以上 40,000円 35年以上 50,000円 40年以上 60,000円

### 【結婚祝金】 5万円 (本人から請求)

退団後3ヵ月以内に結婚（入籍）されたときに贈与  
[ご両人が団員であれば、それぞれの方からご請求いただけます。]

## ▼退職を祝う会への招待

平成23年度末に退職される、在団年数25年以上の方が対象です。楽しい懇親会もあり毎年多くの方々が出席されています。是非ご参加ください。

上越会場 6月 8日（金）やすね

中越会場 6月14日（木）長岡グランドホテル

下越会場 6月21日（木）ホテルイタリア軒

## 新潟県教職員厚生財団「創立百周年記念事業」の準備状況について その7

### “財団の新しいマーク”を4月から募集します。

10月に行われた第3回理事会で、財団の新しいマーク制定を記念事業として実施することが承認されました。財団は、一般財団法人への移行、百周年という大きな節目の時を迎えます。新しいマークの制定は、この大きな節目にあたって、新たな象徴のもとでさらなる発展のために、全団員で共に励んでいくための気運を高めることがねらいです。

そこで、小学校4名、中学校5名、高等学校1名、特別支援学校1名の合計11名の教職員で構成するマーク制定委員会を立ち上げ、準備に入りました。そして、平成24年の4月から8月までの期間に、広く団員の皆様から新しいマークを募集する予定です。今後、広報誌等を通じて募集要項をお示しする予定ですので、多くの団員の皆様からの応募を期待しております。

ところで、「教職員手帳」の表紙などでおなじみの現在の素晴らしいマークは、継続団員の江口慶吉氏（新潟市在住）が作られたもので、これまで長い間、財団が使わせていただいてきました。財団の一つの時代の象徴である現在のマークの作者江口氏には、厚く御礼を申し上げます。



現在のマーク

その他の記念事業ですが、全団員への記念品贈呈では、記念品の候補が絞られてきており、今年度中の仮発注を目指しています。財団の百周年の節目を飾るにふさわしい記念品を選定していきたいと考えております。

観戦・鑑賞活動助成は、もっと記念事業の中身が分かりやすいようにチケットの文字を入れて「観戦・鑑賞チケット贈呈」事業と名称を改めました。この事業では、当選者に1人1枚のチケットを贈呈します。応募は1人1回であること、応募者多数の場合は、抽選で決めることなどによって行っています。後日、詳細をお知らせいたします。

財団百年史刊行事業は、執筆者2名体制で順調に進んでおります。また、課題を明確にした原稿検討を目的とする原稿検討部会を立ち上げ、刊行に向けた取組が急ピッチで進んでいます。

#### ■事業報告■

### 継続団員連絡会 ~ご参加いただきました継続団員の皆様に感謝申し上げます~

昨年9月初旬から、県内4つの地区に分かれて平成23年度「継続団員連絡会」を開催しました。

理事長の挨拶では、3月におきた東日本大震災と長野県北部地震についてふれて、被災した学校へのお見舞い金と特別厚生費「災害見舞金」の状況を報告しました。また、平成22年度決算概況、現在取り組む3つの課題（公益法人移行問題・創立百周年記念事業・社屋新築）、さらには平成23年度改定事業の説明をして各会場でご理解とご協力をお願いしました。

懇親会の時間では、出席された継続団員の皆様に食事を楽しみながら団員同士の交流を深めていただき、ご好評のうちに終えることができました。

#### ●開催日／会場

|      |             |                 |
|------|-------------|-----------------|
| 上越地区 | / 9月 1日(木)  | ホテルハイマート        |
| 中越地区 | / 9月 7日(水)  | ホテルニューオータニ長岡    |
| 下越地区 | / 9月16日(金)  | ANAクラウンプラザホテル新潟 |
| 佐渡地区 | / 10月 7日(金) | 両津やまきホテル        |

#### ●参加者数

1,143名（前年より約40人増）

地区別／上191／中404／下489／佐59





山口権三郎(1838~1902)

同19年に殖産協会員である内藤久寛に石油会社設立を促されたことがあつたが、山口は応じなかつた。石油はランプの普及につれて需要も増えきていたが、当時は手掘りで石油戸を発見することは投機的な仕事と見られてゐた。

産業の振興には鉄道の敷設を必要不可欠と考える山口は、県会議員在任中から積極的に動いた。明治15年に「鉄道資本会社」設立認可を願い出たが、認可されなかつた。更に、同17年には本格的な敷設プランを策定す

新潟県歴史シリーズ

## 近代國家への道を切り開いた先人の軌跡

第2回

### 山 口 権三郎

古田島 吉輝（長岡戦災資料館顧問）

#### 政治家から実業家へ

新潟県議会が最初に開かれたのは、明治12年(1879)である。その議員に選ばれた山口権三郎は、刈羽郡横沢村（現長岡市小国町横沢）の山口平三郎の長男として、天保9年(1838)に生まれた。同13年42歳の山口は、第2代の議長に選ばれた。県会議員であること10年余、新潟県100年の大計に考えを巡らし、特に殖産興業策を模索した。

同13年山口は、輸入超過による正貨流失を憂い、一刻も早く産業を興すことを唱え「誠之社」を組織の結成を主唱して、県下の地主層や有力者を糾合して「殖産協会」を立ち上げた。

#### 日本石油会社を創設

同19年に殖産協会員である内藤久寛に石油会社設立を促されたことがあつたが、山口は応じなかつた。石油はランプの普及につれて需要も増え

きていたが、当時は手掘りで石油戸を発見することは投機的な仕事と見られてゐた。

#### 北越鉄道（現信越本線）の建設

産業の振興には鉄道の敷設を必要不可欠と考える山口は、県会議員在任中から積極的に動いた。明治15年に「鉄道資本会社」設立認可を願い出たが、認可されなかつた。更に、同17年には本格的な敷設プランを策定す



開通当時の長岡停車場

同20年アメリカに副領事として赴任していた長岡出身の鬼頭悌二郎が里帰りした機会に、山口等殖産協会の中心メンバーは、アメリカの石油事業の現状と将来性について、鬼頭から直接話を聞く機会を持つた。

翌21年2月18日「殖産協会」の懇談会が、長岡常盤樓で開かれた。山口は一昨年来石油事業について研究してきた結果、石油事業が有利な事業であると確信し、石油会社の設立構想を熱く語った。出席者は賛同し、その内の21名が設立発起人に選ばれ、さらに、山口権三郎・牧口莊三郎・本間新作・岸宇吉、内藤久寛の5名が発起人

惣代となつた。かくして、同年4月には、事務所を刈羽郡石地町におき、内藤久寛を社長とする資本金15万円の日本石油会社（新日本石油株式会社の前身）が誕生した。

#### 金融・水力発電事業へも挑戦

北越鉄道の開通もいよいよ確かなものになつた同29年に山口は、県内の産業の発展を更に加速させるため新たな金融機関の創設を訴えた。その結果、同年長岡銀行が創設され、山口権三郎が初代頭取となつた。

山口の宿願は、欧米の先進国を巡った時、惹きつけられた水力発電事業だつた。同27・28年山口は、水力発電の適地を自ら探索し、北魚沼郡山辺村塩殿（現小千谷市塩殿）と決めた。県の認可も得て漸く水路工事の着工式を挙げたのは同35年（1902）6月だつた。実業家としての最後の事業は完成を見すに、同年10月不帰の人となつた。先見性・指導力・行動力のある実業界の巨人だつた。

る目論見案の認可を願い出たが、鉄道建設は国が進めると云うことできれども不認可となつた。挫折にくじけることなく、同18・19年度も鉄道敷設について請願したが、国の採択はなかつた。国の管轄で同19年8月には、直江津～関山間(29km)が開業し、新潟県最初の鉄道が誕生した。しかし、その後直江津～新潟間の鉄道敷設は遅々として進まなかつた。

同27年國の方針が転換して、民間の会社にも敷設認可が与えられることになつた。東京の実業家渋沢栄一・前島密・銀林綱男等が地元の代表者として山口権三郎に北越鉄道会社の創設を持ちかけた。山口は積極的に動き、会社の資本金の半分は新潟県側で持つことを認めさせ、29年2月に北越鉄道会社が成立した。山口は取締役になつた。最も困難だつたことは、新潟までの路線決定だつた。今日の柏崎から新潟までの路線決定には、59歳の老体で自ら歩いて調査し決定していつた。

## ざいだん Q&A

**Q：** これから育児休業に入る予定ですが、厚生財団にはどんな手続きが必要ですか？

**A：** 育児休業の際には、主に積立金と口座振替の2つの手続きがあります。お休みに入られる前に済まされるようにお早めにお願いします。

### —積立金について—

厚生財団では育児休業期間中の積立金を中止することができます。そのためには「育児休業期間中の積立金中止届」の提出が必要となり、手続きは所属所を経由して行っていただきます。もしも中止せずに積立金を続けられるときは厚生財団にご連絡ください。



### —一口座振替の登録—

積立金の継続を希望したときや貸付金や保険料の払い込みがあるときは、振替口座をご登録いただきます。積立金中止届や連絡をいたたいて、口座登録が必要な方には厚生財団から利用申込書をお送りします。

## 事務局から

### 給料・積立月額の報告をお願いします

現職団員の皆様に「積立金明細書」をお送りしましたので、提出期限までに手続きをお願いします。

#### [提出期限]

|        |          |
|--------|----------|
| 厚生財団係へ | 2月 6日(月) |
| 財団着    | 2月13日(月) |

### 監査法人の確認調査を行います

当財団の監査法人が、団員個々の積立金と貸付金の残高を確認する調査です。調査に選ばれた方には2月に依頼文書が送られますので、ご協力をお願いします。

#### [実施監査法人]

新日本有限責任監査法人

### 就学祝金に関するお知らせです

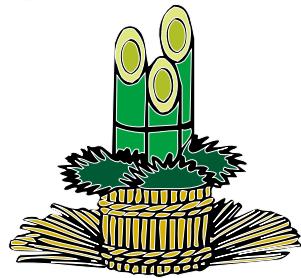
就学祝金は次の事由が現在請求できます。まだ請求されていない方がいましたら、お忘れのないようにご注意ください。

#### [請求対象]

|                      |              |                     |
|----------------------|--------------|---------------------|
| 平成22年度就学             | 〔平成24年3月末日迄〕 | カッコ内は請求期限           |
| 平成23年度就学             | 〔平成25年3月末日迄〕 |                     |
| (就学祝金の事由発生日は4月1日です。) |              |                     |
|                      |              | (請求期限は事由発生から2年間です。) |

# 本年もよろしくお願いいたします

三井生命  
BESTパートナー



こたえる保険  
**ベクトルX**  
あなたの人生の"どんなときも"力強くサポートする保険

厚生財団員皆さまの様々なニーズにおこたえし、生活設計のお手伝いをさせていただきます。

弊社の担当職員がご訪問させていただいた折にはお気軽にお声をお掛けください。

新潟支社 〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通1-3-10 三井生命ビル8F

TEL 025-243-6877

D-23-1827(H23.11) 使用期限H24.1